

7月の安全運転のポイント 平成19年7月号

安全な運転をするためには、交通ルールを守ることが不可欠の条件となります。そこで今回は、交通ルールに関するクイズを作成しました。どれだけ正確に理解しているかチェックしてみましょう。

QUESTION

交通ルールに関する次の設問について、正しいものには○、誤っているものには✕をつけてください。

- 1 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。
- 2 図1の道幅の同じような交差点においては、AはBの通行を妨げてはならない。
- 3 赤色の点滅信号のときは、車や路面電車は一時停止して安全を確認した後でなければ進行することはできない。
- 4 道路に面した場所に入ろうとして路側帯を横切るとき、明らかに歩行者がいない場合には一時停止をする必要はない。
- 5 道路標識等により速度が指定されていない自動車専用道路における、普通乗用車の最高速度は時速100キロである。
- 6 踏切とその手前30メートル以内の場所は追越しが禁止されている。
- 7 右左折をしようとするときは、右左折する地点の3秒手前の地点に達したときに合図を行わなければならない。
- 8 交差点とその側端から5メートル以内の場所は、駐車も停車も禁止である。
- 9 運転者は、高齢歩行者や身体障害者等で通行に支障のある者が通行しているときは、一時停止や徐行するなどして、その通行を妨げないようにする。
- 10 前方が渋滞しているため、交差点内で停止し交差方向の車両等の進行を妨げるおそれがあるときは、徐行して交差点に進入しなければならない。
- 11 図2の標識のある道路では、転回が禁止されている。
- 12 図3の標識は、横断歩道があることを示している。

図1

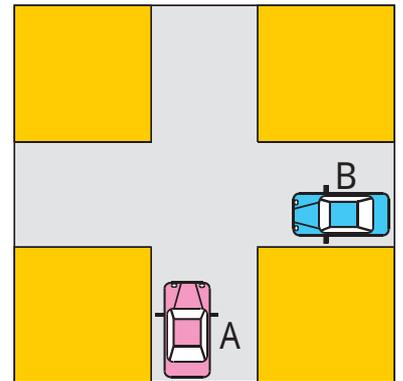


図2

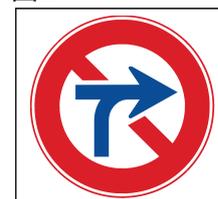


図3

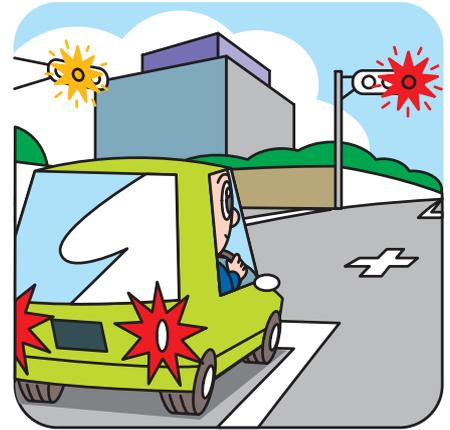


設問1 (道路交通法第2条第20号において、徐行とは「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう」と定められています。)

設問2 × (道路交通法第36条第1項において「交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路と交差する道路を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車の進行を妨害してはならない(通行している道路が優先道路である場合や、交差道路の幅員よりも明らかに広いものである場合を除く)」と定められており、BのほうがAの通行を妨げてはならないこととなります。)

設問3 (道路交通法施行令第2条において、赤色の点滅信号の場合は、歩行者は他の交通に注意して進行することができますが、車両等は、停止位置において一時停止しなければならないと定められています。)

設問4 × (道路交通法第17条第2項において、「車両は、歩道等(歩道又は路側帯)に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない」と定められており、歩行者がいない場合には一時停止をする必要はないという規定はありません。したがって、歩行者がいない場合でも一時停止をする必要があります。)



設問5 × (道路交通法施行令第11条において、高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車は時速60キロ、原動機付自転車は時速30キロと定められており、自動車専用道路は高速自動車国道ではありませんから、普通乗用車の最高速度は時速60キロとなります。)

設問6 (道路交通法第30条第3号において、追越しを禁止する場所として「踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から30メートル以内の部分」と定められています。)

設問7 × (道路交通法施行令第21条において、右左折時には、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときに合図をするよう定められており、設問の「3秒手前の地点に達したとき」とは進路変更をする場合の合図の時期です。)

設問8 (道路交通法第44条1・2号において、交差点とその側端から5メートル以内の場所は、駐車も停車も禁止されています。)

設問9 (道路交通法第71条第2の2号に「高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること」と定められています。)

設問10 × (道路交通法第50条第1項に「交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行する進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない」と定められています。)

設問11 × (設問の標識は「車両横断禁止」を示しており、「転回禁止」の標識は図4です。)

図4



設問12 × (設問の標識は「学校、幼稚園、保育所等あり」を示しており、「横断歩道」の標識は図5です。)

図5



「ご相談・お申込先」

《皆様の安心と安全のブレイントラスト(専門顧問グループ)》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当: 八城一浩

〒107-0052 東京都港区赤坂3-1-2 TEL:03-3582-4511